

令和4年1月7日

お客様 各位

税理士法人 山口会計パートナーズ
代表社員・税理士 山口 昇

「事業復活支援金」について

昨年末に令和3年度補正予算が成立し、新たな経済対策として「事業復活支援金」の給付が決定いたしました。

※ 別紙「[事業復活支援金チラシ](#)」をご確認ください

● 概要

新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、**2021年11月～2022年3月**のいずれかの月の**売上が50%以上**または**30%以上50%未満**減少した中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、事業の継続・回復を支援するための給付金です。

● 給付額・算出式

給付額・算出式につきましては、別紙の経済産業省・中小企業庁の案内のとおりですが、基準とする年の11月から3月までの売上高の合計額がいくらであったかがポイントとなっており、比較の対象としたその月の売上高が30%以上減少していたとしても、必ずしも支援金が受け取れるわけではない点に注意が必要です。

● 申請の受付時期や方法・必要書類

申請の受付時期や方法、必要となる確認書類等につきましては、今後の発表が待たれるところです。わかり次第、あらためてご案内させていただきます。

※ **対象となるかどうかの判断、給付額の計算など、まずは弊社スタッフまでご確認いただければと存じます。**

コロナの影響で 売上げが減少している 皆様へ

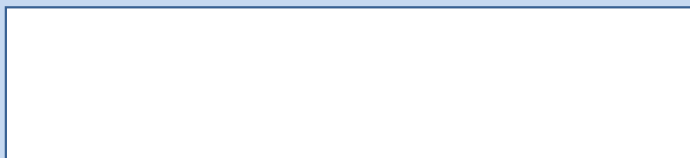
事業復活支援金のご案内

事業復活支援金

- ✓ 法人は上限最大250万円を給付
- ✓ 個人事業主は上限最大50万円を給付

の御案内です

詳しくは裏面



事業復活支援金

* 2022年3月までの見通しを立てられるよう、コロナ禍で大きな影響を受ける事業者、地域・業種問わず、固定費負担の支援として、5か月分の売上高減少額を基準に算定した額を一括給付します。

* 対象者 : 新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%～50%減少した事業者（中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主）

* 給付額

➤ 上限額

| 売上高減少率 | 個人 | 法人 | | |
|----------|------|-----------------|--------------------|----------------|
| | | 年間売上高※ 1億円以下 | 年間売上高※ 1億円超～5億円 | 年間売上高※ 5億円超 |
| ▲50%以上 | 50万円 | 100万円 | 150万円 | 250万円 |
| ▲30%～50% | 30万円 | 60万円 | 90万円 | 150万円 |

※ 基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高

➤ 算出式 : 給付額は、上記で定めた上限額を超えない範囲で、
「基準期間※1の売上高」と「対象月※2の売上高」に5をかけた額との差額

$$\text{給付額} = (\text{基準期間}^{\ast 1}\text{の売上高}) - (\text{対象月}^{\ast 2}\text{の売上高}) \times 5$$

※1 2018年11月～2019年3月、2019年11月～2020年3月、2020年11月～2021年3月のいずれかの期間のうち、売上高の比較に用いた月を含む期間。

※2 2021年11月～2022年3月のいずれかの月

* 開始時期 : 所要の準備を経て、申請受付開始予定

お問い合わせ先 : 現在準備中